

FP Topics =新しいNISA制度について= 2023年7月号

= One's impressions =

ほんとに暑い日が続きます。これぞ酷暑ですね。たしか30年程前にも、こんな暑い夏があったのを記憶しています。事情があってトラックのアルバイトをしていた頃です。エンジンが運転席の真下にあるので一日中サウナに入っているようでした。東南アジア諸国よりも暑かったそうです(≧▽≦)ダッシュボードで目玉焼きが焼けたと思います。

病み上がりで、まだ体調は完全に戻ってはいません。この暑さは流石に堪えますが、そんなことも言っていられないので、通常運転に戻すべく、少しずつできることを頑張っています。

さて、今月は新しいNISA制度について特集をしてみたいと思います。満を持してといたしますか、ようやく非課税保有期間が無制限とされ、口座開設期間も恒久化されました。この制度改正はたいへん有用に思います。使わない手はないですね！

=主な改正事項=

2023年までのNISA制度では、『つみたてNISA』と『一般NISA』は選択制とされています。同一年ではいずれかを選択する必要があります。2024年度の改正により『つみたてNISA』と『一般NISA』は同一年で併用可能となり、年間投資額も増大します。

非課税保有期間は最長20年（一般NISAは5年）から無制限となります。

非課税保有限度額は800万円（一般NISA600万円）から1,800万円（うち成長投資枠1,200万円）に増加します。

その他、非課税枠の再利用も可能となります。

= 現行NISA = (2023年まで)

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

=新しいNISA = (2024年から)

(2024年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的にご利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
 (注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
 (注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
 (注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手段で

(出典:金融庁)



= 現行NISAを利用している人は =

現行のNISA（つみたて・一般）を利用している場合、制度が改正される2024年1月に、現在利用している金融機関で自動的に新しいNISA口座が開設される見込みです。

現在、NISA口座で保有している、一般NISAの商品は購入後5年間・つみたてNISAの商品は購入後20年間、そのまま非課税で保有することができます。売却することも可能とのこと。ただし、その非課期間終了後に新しいNISA制度に移管することはできません。

= 値上がりすると非課税枠は減るの？ =

非課税枠1,800万円は、簿価（取得時の価額）で管理されます。

【例示】

100万円で購入済みの投資信託
⇒120万円に値上がりした場合

非課税枠の残額は1,800万円－100万円＝1,700万円となります。

= 非課税枠の再利用 =

新しいNISA制度では、非課税枠の再利用が可能となります。投資済みの資産を売却すると、その売却した資産の簿価部分の非課税枠が復活します。復活した枠を利用できる時期は、売却した年の翌年となりますが、現行の制度では非課税枠の再利用はできませんでした。

上記の例示で、値上がりした120万円分の資産を売却した場合、簿価部分100万円の非課税枠が、売却した年の翌年以降、再利用可能となります。

つみたて投資枠と成長投資枠の区分について。限度内であれば、双方の枠を互いに再利用することができます。

= 改正についての所感 =

つみたてNISA制度については、ご相談の事例としても、大きな位置を占めています。ライフ・リタイアメントプランニング・金融経済教育においてもたいへん重要な論点です。非課税保有期間が無期限恒久化されたところに、たいへん魅力を感じています。少しずつでもその理解と利用促進に貢献できればと考えています。

～今月の山便り～

この山行（大峯奥駈道走破）を撤退することに決めました。緊張の糸が切れたのか、気持ちは妙に穏やかです。静かな山の夜を楽しむ余裕も生まれ、お酒も進みます。持参した食料も減らしにかかります。

早立ちは山の鉄則ですが、明日は下山するだけ、その必要もないのです。下山路は何度か歩いたことがある登山道です。ゆっくり歩いても、お昼までには人里まで下ることができるでしょう。

3日間しか入山していなかった割には、妙に人里が恋しくなっている自分に気づきます。少し夜更かしをして、静かな山の夜を楽しみました。沢歩きなどの幕営では、写真のような焚火を楽しむことができます。

しかし、登山道のある山域では焚火はNGなのです。何はなくとも、健康で山の気配を感じながら過ごせる事に幸せを感じるのです。明日はお昼過ぎのバスに乗る予定です。途中下車の温泉も確認できました。

翌朝はすごい晴天に恵まれました。これまでの荒天がまるで嘘のようです。家族にも稀代の雨男と言われ続けているのも、まんざら間違っていないようです。学校の入学式などはすべて雨でした・・・

ザックを担ぐと軽い！靴も装備も完全に乾いています。心も軽い。この山歩きを続けられるのでは？なんて微塵も思いません。もう温泉とビールで頭がいっぱいなのです。修業が足りません・・・

